資料3

1 就学前教育の取組

令和8年度 7月末

1－① 教育・保育内容の充実

【取組の指針】
一人一人の子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていることを感じられるようなかかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育・教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
1	基本研修 （幼保・教セ） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ 〇 ） ・人権学習の充実（ 〇 ） ・人権感覚の育成（ 〇 ） 〇位置付けの理由 新採から管理職まで体系的に学ぶことができる基本研修に位置付けることで、研修内容の積み重ねを図りながら、自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付ける。	◇子どもの人権に関わる観点における保育士等の力量を高める研修の実施。 ◇研修内容に不適切な保育に関する内容を組み込む。 ①「高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】」の活用 ②「スマイル（令和3年度改訂版）」の活用 ◆主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅠ－Ⅰ 実施日：6月5日 受講者：21名 研修後アンケート（4件法）における評価 理解・気付き・満足：3.7・3.8・3.8 ◆新規採用保育者研修・保育者基礎研修Ⅰ－Ⅲ 実施日：8月4日 研修後アンケート（4件法）における評価 ◆保育者基礎研修 Ⅲ－Ⅳ 実施日：1月25日 研修後アンケート（4件法）における評価 ◆中堅教諭等資質向上研修［保育者］Ⅱ 実施日：7月8日 受講者：14名 研修後アンケート（4件法）における評価 理解・気付き・満足：4.0・4.0・4.0 ◆所長・園長研修ステージⅠ－Ⅲ 実施日：6月3日 受講者：18名 研修後アンケート（4件法）における評価 理解・気付き・満足：3.7・3.8・3.7	〇中堅、主任・教頭、所長・園長研修では、対話と講義を組み合わせ、それぞれのキャリアステージに応じて人権教育について語り合うことや、「スマイル」を効果的に活用することを通して、受講者自身が人権意識を振り返り、さらに豊かな人権感覚を獲得していくことにつながる研修が実施できた。 〇管理職ステージ研修では、各園・所における人権を大切にした園・所運営について改めて考える機会となった。		・研修後アンケートにおける評価（理解度・満足度・気付き）すべての項目が3.3以上（4件法）

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
2	園内研修支援事業 （幼保支援課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　〇　） ・人権感覚の育成（　〇　） 〇位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため	◇保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえ、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援等の場において活用方法の周知・徹底を図り、保育所・幼稚園等において保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った教育・保育が実践されるようにする。 ◆園内研修支援（キャリアアップ研修を含む） ・幼保支援アドバイザー等派遣 31回（7月末時点） ◆ブロック別研修支援 （県内9ブロック及び13ブロックで研修を実施） ・幼保支援アドバイザー等派遣 35回（7月末時点）	〇保育を見合っての園内研修では、安心できる環境の中、遊びをとおして、子ども一人一人が自分の思いや願いを実現できているか、また保育者はそのために必要な環境構成や援助ができているかなどについて参加者で協議を深めることができている。実践者は自身の保育を振り返りながら、子どもがより自己発揮できるよう実践を積み重ねている。 〇小学校教員が園内研修に参加する割合も年々高まってきており、子どものへの関わりにおいて大切にしたいことについて保幼小で共有が進んできている。小学校入学当初における安心できる環境の提供につながってきている。		ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し・改善を行った園の割合 100%（R7：89.3%）

1 就学前教育の取組

令和8年度 7月末

1－③ 親育ち・子育て支援の充実

【取組の指針】
子どものよりよい育ちのために、保護者の子育て力の向上を図るための支援や研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
9	親育ち支援啓発事業 （幼保支援課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ ○ ） ・人権学習の充実（ ○ ） ・人権感覚の育成（ ○ ） ○位置付けの理由 実践や学習を通して、保育者や保護者が自らの人権意識を見つめ直し、より豊かな人権感覚を身に付けるため	◇保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保護者の子育て力向上のための研修や市町村単位の合同研修、園内での保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。 ◆保育者研修の実施（園内研修支援） ・親育ち支援アドバイザー等派遣 16回（7月末時点） ◆保護者研修の実施（園のニーズや課題に応じた講話やワークショップの実施） ・親育ち支援アドバイザー等派遣 17回（7月末時点） ◆各園における親育ち支援担当者の配置率 ◆親育ち支援年間計画の作成率	○「高知県の保護者とともに育みたい資質・能力（5つの資質・能力）」をもとに、子どもの発達の課題を見極め、子どもや保護者へのよりよい支援を協議する事例研などをとおして、子どもの自尊感情を高められる保育の見直しにつなげることができている。 ○保護者研修をとおして、子どもの思いを大事にしたり、子どもと向き合うことを大切にしたりすることを保護者が考えられるきっかけとなっている。		管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・親育ち支援年間計画の作成率100%（R7：86.0%） 親育ち支援担当者のネットワーク研修参加率70%（R7：40.5%）

令和8年度 7月末

2－① 学校教育活動全体を通した人権教育の推進

【取組の指針】
教育活動全体を通じて、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりと自尊感情を育むための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
12	特別支援教育セミナー （教育センター） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ ○ ） ・人権学習の充実（ ○ ） ・人権感覚の育成（ ○ ） ○位置付けの理由 障害特性等を理解して、指導・支援を行うためには、環境、人権学習の充実、人権感覚の育成すべてに関わってくると考えられるため	◇インクルーシブ教育システムを推進し、発達障害等のある幼児児童生徒に対し、障害特性等を理解して指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。 ◆特別支援教育セミナーⅠ ・「気になる子どもの学びを深めるICT機器の活用と工夫」 ・実施日：7月24日 ・受講者：62名 ◆特別支援教育セミナーⅡ ・「子どもの前向きな行動を育むポジティブ行動支援」 ・実施日：8月3日 ◆特別支援教育セミナーⅢ ・「WISC-V検査結果と発達支援実践の橋渡し」 ・実施日：8月18日	○講義の中で、具体的な支援方法等の事例が挙げられたことで、実際の指導・支援に生かしていく気付きにつながる研修とすることができたと考えられる。		・受講者への追跡調査「研修内容を日々の実践及び業務等に生かすことができた」の項目について、評価平均3.0以上（4件法）

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
14	道徳教育実践力向上プラン （小中学校課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ ○ ） ・人権学習の充実（ ○ ） ・人権感覚の育成（ ○ ） ○位置付けの理由 自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てる。	◇児童生徒の道徳性を高めるために、道徳推進リーダーの活用及び次世代の道徳科を担う人材の育成、道徳教育推進教師への支援を行うことや大学等との連携を図ることで、質の高い「考え、議論する道徳」の授業を展開できるよう教員の指導力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進を図る。 ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 ・4月：県内全小学1年生に配付 ◆道徳教育パワーアップ研究協議会（8月26日開催） ・学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の道徳性を高めることを目指し、各校の地域連携担当者や道徳教育推進教師が連携の在り方に関する協議や好事例の共有を行うことで、地域を巻き込んだ教育活動を促進するとともに、「地域ぐるみの道徳教育」の重要性について教員の共通理解を深める。 ◆道徳教育実践力向上プランに係る研修会の開催 ○道徳科教材研究力向上セミナー（4回） (6/11、6/15、6/25、7/2) ○道徳科授業実践力向上セミナー（4回） (10/16、10/29、11/19、12/3) ○道徳科授業実践オープン講座（7/1） ・道徳科の時間を軸とした組織的な授業改革の推進 ・「公正、公平、社会正義」「個性の伸長」「生命の尊さ」「友情、信頼」などの教材を扱った講座の実施 ◆道徳科授業推進ティーチャー養成事業 ・質の高い道徳科の授業が充実し、県内に普及されることを目的として、児童生徒の思考を深めるための指導上の工夫や、道徳科におけるICTの効果的な活用の仕方などを学び、自己の指導力の向上を目指し、積極的に授業改善に取り組む中核教員を養成	○道徳科セミナー、道徳科授業実践オープン講座において、「相互理解・寛容」、「向上心、個性の伸長」などの指導過程を発信するなど、道徳教育の要である道徳科の授業の充実を図っている。 〈児童生徒の道徳性について〉 R8年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問の肯定的な回答の状況 ○向上が見られた項目 「将来の夢や目標を持っている」 （前回比 中学校＋0.7） ●低下が見られた項目 「自分には、よいところがある」 （前回比 小学校－1.6 中学校－4.3） 「将来の夢や目標を持っている」 （前回比 小学校－0.8） 「人が困っているときは、進んで助けている」 （前回比 小学校－1.3 中学校－0.8） 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」 （前回比 小学校－0.6 中学校－0.9） この課題に対し、道徳科においては、児童生徒が自らの肯定的な変容を実感できる授業や、他者視点を獲得して思いやりの心を育む授業への転換が必要である。また、多角的な対話を通じて他者の考えに触れ、相互理解や共感性を育むなど、「考え、議論する道徳」への質的転換をさらに推進することが求められる。2学期に開催予定の「道徳科授業実践力向上セミナー」を通じて教員の授業改善の機運を高めていき、授業改善を通じて児童生徒の自尊感情を高め、思いやりの心が育まれるようにしていく。		全国学力・学習状況調査児童生徒質問調査において、道徳教育（「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」「人が困っているときは、進んで助けている」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたいと思う」など）に関する項目の肯定的回答の割合が前年度を上回る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
15	児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力の育成 （ソーシャルスキルアップ事業） （高等学校課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　○　） ・人権学習の充実（　○　） ・人権感覚の育成（　○　） ○位置付けの理由 生徒の自尊感情、他者理解、人間関係調整力の向上を目指すため	◇社会で人と人とが関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、各学校において、より良い対人関係を構築し集団活動を円滑に行うことを目指した活動（仲間づくり活動等）や、通級・SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）に関する研修など、個々に応じたきめ細やかな組織的な指導の充実を図る。 ◆仲間づくりのための体験活動の実施 「仲間づくり活動」等の体験活動の実施：R8　22校 入学直後に対人関係等で悩む生徒が多い状況を改善するため、各学校において、新入生を対象とした仲間づくりのための合宿や体験活動を実施し、高校生活への不安を少しでも解消できるような環境作りに取り組んだ。 ◆通級・SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）に関する研修等：4校（中芸、城山、高知北、大方） 生徒のソーシャルスキルの向上を図るために、大学等の専門家を招聘し、支援の在り方や関わり方についての校内研修等を行う。また、校内の支援体制や先行事例などの情報収集のため、先進校の視察を行う予定。	【仲間づくりのための体験活動】 ○異なる背景や苦手意識を持つ生徒同士が互いの個性を尊重し合うことで、深い相互理解と自尊心が育まれ、円滑な学校生活への意欲や規範意識の向上に繋がった。 ○また、教員が生徒個々の特性や集団での様子を多角的に把握する好機ともなり、学級経営や生徒支援に直結する有意義な成果が得られた。 【通級・SSTに関する研修等】 ○令和8年5月にオンライン開催された「通級による指導担当教員連絡協議会」では、各校の支援体制や実践事例の共有と連携強化に向けた協議が行われた。また、6月4日の「特別支援教育学校連絡協議会・コーディネーター研修」では、通級担当教員による他校への試行的巡回通級（SST）の実践が発表され、通級未導入校における外部リソースを活用した生徒支援の新たな可能性が示された。 ●「通級による指導」実践校の指導者の指導力・専門力向上に向けて、他県の先進校での視察を通して、各校の課題解決につなげる必要がある。		全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。 県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上 令和7年度実績 3年：91.7%　2年：92.2%　1年：91.7%
No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
18	通常の学級における合理的配慮実践充実事業 （特別支援教育課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　○　） ・人権学習の充実（　　） ・人権感覚の育成（　○　） ○位置付けの理由 個に応じた合理的配慮を提供できる校内体制を整えることにより、児童生徒が学習活動に参加している実感・達成感をもつことで、自尊感情の向上を目指す。	◇インクルーシブ教育システムを推進するため、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を的確に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うとともに、学校長のリーダーシップのもと、通常の学級担任等を支える校内支援体制の充実を図る。 【R8指定校】 ・小中学校：中央小、芸西中、東津野中、大月小 ・高等学校：嶺北高校、清水高校 ◆指定校における取組の周知 ・研修会等で昨年度の指定校の取組資料を配付 ・取組を掲載している教職員ポータルサイトの周知 ◆指定校教職員への事前・事後アンケート実施 ・「教職員が子どもの困難さに応じて合理的配慮を行っている」と肯定的に回答した割合（6月実施） 小学校：63.7%　中学校：45.4% 高等学校：71．0% ◆指定校への専門家等の派遣） ・大学教員の派遣　計6回（4月～7月） ・指導主事の派遣　計13回（4月～7月） ◆校内支援体制の充実） ・授業のユニバーサルデザイン化 ・気になる子どもの実態整理シートを活用した実態把握 ・個別の指導計画の作成 （視察研修の実施） ・11月実施予定 （教材、教具の提供）	○各校、1回以上の講師による研修が実施され、基礎的環境整備と合理的配慮について理解を進めることができた。また主事訪問では個別の指導計画についての研修や個々の児童生徒への支援等が協議され、日々の実践に生かされている。 ○実態把握シートを活用し、教職員で気になる児童生徒の実態を共有することで、組織での指導支援につながっている。 ●指定校教職員への事前アンケート ・「教職員が子どもの困難さに応じて合理的配慮を行っている」と肯定的に回答した割合（R8・6月実施）について、合理的配慮については現段階では実態把握及び本人や保護者との合意形成の段階であると考えられる。今後、よりよい手立て をPDCAを繰り返しながら実施していくと考えられる。		○障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学びながら、それぞれの子供が授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしている。 ・指定校において、「教職員が子どもの困難さに応じて合理的配慮を行っている」と肯定的に回答した割合 【小・中学校】 85%以上 【高等学校】　75%以上

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
19	いのちの教育プロジェクト （保健体育課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　〇　） ・人権感覚の育成（　〇　） 〇位置付けの理由 　発達段階に応じた性に関する指導を充実させることにより、自分を、他人を、命を大切にできる児童生徒の育成を目指す	◇「性に関する指導の手引き」（令和4年5月高知県教育委員会）及び「指導用教材」の周知と活用及び外部講師派遣により各発達段階における性に関する指導の充実を図る。 ◆性に関する指導の手引きの活用の周知 ◆外部講師派遣事業の実施 ・派遣校の募集と決定（4～9月） ・外部講師派遣（5月～2月）　21校実施（6月末時点） ◆乳幼児触れ合い体験の実施 ・助産師や妊産婦・乳幼児等の派遣 　実施校5校　　1校実施（7月末時点） ◆健康教育・学校保健推進研修会の開催 ・10/29（木）開催予定 ◆高知県性教育推進協議会の開催（8/25予定） ・外部講師派遣や指導内容等に関する協議	〇継続的な事業の実施により、外部講師による指導を実施する学校数は横ばいで推移している（R5：70校（84回）→R6：77校（90回）→R7：73校（90回）→R8：106校（124回））。 〇実施校全てにおいて、外部講師と事前の打ち合わせを行い、事前アンケートの結果を踏まえた児童生徒の実態に応じた指導が実施できている。		〇性に関する正しい知識を身につけ、自他を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意志決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。 ・学校保健計画に、性に関する指導の実施を明確に位置付け、組織的に実施している学校の割合 100%（R7:92.9%）
No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
20	人権教育推進事業 ・人権教育研究指定校事業 （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　〇　） ・人権感覚の育成（　〇　） 〇位置付けの理由 　人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇指定した学校において、人権尊重の視点に立った学校づくり及び学級づくりの充実、人権教育に関する指導方法の改善及び充実、校種間、家庭及び地域との連携の強化など、実践的、先進的な研究を組織的かつ計画的に推進する。本事業の実践研究成果等を県内に広く普及することで、本県の人権教育の一層の充実を図る。 ◆指定校（1校、1地域）への支援 ・城山高等学校（2年目指定校） 　総合的な探究の時間の取組を中心に、他学年や地域との関わりを通じて、自尊感情や自己有用感を高める取組が進められている。事業アドバイザーによる助言、当課指導主事との定期的な打合せ等を通した支援を行っている。 ・嶺北中学校（1年目指定校） 　人権教育の視点に立った情報モラル教育を研究テーマのひとつとして町内の小学校、高等学校と連携した取組を進めている。事業アドバイザーによる校内研修の実施や、当課指導主事による校内での取組に向けた助言、先進地域の視察等による支援を行っている。 ◆人権教育研修会（7月30日） ・「個別の人権課題の授業づくりについて」 　国士舘大学　准教授　神野幸隆氏 ◆人権教育研究指定校事業研究発表会の開催 ・城山高等学校（1/20開催予定）	〇各指定校の研究テーマに沿った研究が行われている。 　1年目指定校では、「インターネットと人権」を核として、人権教育の視点に立った授業づくり、学級づくりが行われている。2年目指定校においては、総合的な探究の時間の取組を中心に、生徒の自尊感情を高める取組が行われている。 　2年目指定校　人権教育に関するアンケート（事業アンケート） ・「自分にはよいところがあると思う」 60.3%(R7.5月)→62.9%(R8.5月) ・「自分のことが好きである」 51.5%(R7.5月)→46.8%(R8.5月) ●先進校視察や授業アドバイザーによる学校訪問等の機会が、指定校の研究に十分生かされるよう、調整や支援を行っていく必要がある。 ●研究発表会や研修会で、研究の成果を県内の各校に波及させていく必要がある。 ●自尊感情に関する項目については、取組を進めていく中で上がっていく傾向があるため(R8.1月 58.5%)、それぞれの取組が生徒の自尊感情を高めていくような関わりについて助言していく必要がある。		①人権教育に関する指導方法等の改善及び組織的な取組により、教科等における人権学習や人権が尊重された学校づくりの取組が推進されている。 ・教職員対象チェックリスト（指定校対象） 組織的・計画的な人権教育の推進に関する項目の肯定的回答の割合増加 ・人権を尊重した授業づくりに関する項目の肯定的回答の割合の増加 （2年目指定校「人権につながる教材（地域教材を含む）の開発や選定、実践が組織的・継続的に行われている。」R7：強肯定20%） ②児童生徒の自尊感情、自己肯定感、人権意識の高まりが見られる。 ・生徒対象アンケート（指定校対象） 自尊感情に関する項目の肯定的回答の割合増加 （2年目指定校「自分には良いところがあると思う。」R7：強肯定20%、「自分のことが好きである。」R7：強肯定

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
21	いじめ防止対策総合推進事業 （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　○　） ・人権学習の充実（　○　） ・人権感覚の育成（　○　） ○位置付けの理由 　いじめ防止に向けた県民総ぐるみの取組を推進するため。	◇「『高知家』いじめ予防等プログラム」及び追補版の活用 ◆「『高知家』いじめ予防等プログラム」及び追補版を活用した取組を進めるため、校長会や生徒指導主事会等でプログラムの活用について依頼 ◇校内研修の充実への支援 ◆生徒指導上の諸課題に対応した校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」へ掲載し、全小中高・特別支援学校に活用について依頼（7月） ◇スクールロイヤー活用事業 ◆学校における法的相談への対応 ◆法令に基づく対応の徹底 ◆校内研修の講師派遣・校内支援会等への参加 ・学校からの要請に応じてスクールロイヤーを学校等に派遣 （R8：相談9件、研修29件、授業18件）7月末時点 ◇高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会の開催 ◆いじめ問題対策連絡協議会 ・「高知県のいじめ、不登校についての現状と課題」について （1月23日開催予定） ◆いじめ問題調査委員会 ・随時実施 ◇生徒の意見を生かした校則の見直し等意見交換会の開催 ◆8月7日に4地区にて開催予定	○校内研修資料集を教職員ポータルサイト「高知家まなびばこ」に掲載し、学校におけるいじめ、児童虐待、不登校、人権課題等に関する校内研修の充実を図った。 ○いじめを生じさせない未然防止の取組として、令和6年度から3年間で、スクールロイヤーを活用した児童生徒へのいじめ予防教育及び教職員研修を全県立学校にて実施している。		○各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCAサイクルにより検証、改善が進められている。 ・学校が「『高知家』いじめ予防等プログラム」及び追補版を活用したいじめ防止の授業を実施した学校の割合を増加させる。R7：小学校83.5%　中学校94.6%高等学校95.7%（R8.3月集計） ・「学校いじめ防止基本方針」をPDCAサイクルで検証し改善した学校の割合：小学校　100%、中学校　100%、高等学校　100%（R8.3月集計）
No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
22	学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業） （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　○　） ・人権学習の充実（　　） ・人権感覚の育成（　　） ○位置付けの理由 いじめや暴力行為などの未然防止・いじめ、不登校の問題を解消するための取組・課題解決のための関係機関との連携　他。	◇児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（SC）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置して、相談支援体制の充実を図る。 ◆SC及びSSWの配置 ・全ての公立学校においてSC及びSSWが支援できる体制を整備 ・アウトリーチ型SCの配置：11市 ・配置人数　SC：86人　SSW：77人 ◆支援力の向上や効果的な活用 ・事業説明会の実施（全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者）（4月） ・相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会（中部地区・SC・SSW・地教委及び学校担当者）（8月） ・SCを対象とする研修 新規採用研修（4月開催、8、2月開催予定） SC等研修講座（6、7月開催、10、11、12月開催予定） ・SSWを対象とする研修 初任者研修（5月、10月）	○全公立学校でSC及びSSWが支援できる体制を整備でき、校内支援会での活用や、いじめ防止等の対策のための委員会などでの活用が進んできている。 ●各学校においてSC、SSWの効果的な活用がなされているかを把握し、各地域や学校の抱える課題に応じた配置を検討していくことが必要である。		○児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。 ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小学校100%、中学校100%、高等学校100%（R6：小100%、中98.3%、高100%） ・SCやSSWを活用した校内支援会を月1回以上実施している学校の割合 小学校90%以上、中学校95%以上、高等学校100%（R7：小94.9%、中97.8%、高91.5%）

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
23	多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援 （不登校支援推進プロジェクト事業） （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ ○ ） ・人権学習の充実（ ） ・人権感覚の育成（ ○ ） ○位置付けの理由 魅力ある学校づくり・早期発見早期対応・多様な教育機会の確保を組織的に推進することで、全ての児童生徒が学びにアクセスできる環境を整備するため。	◇中学校11校を指定して「校内サポートルーム」の運営方法についての研究を進め、教室に居にくい生徒であっても学校内で学習や体験活動を行うことができる体制を整備する。また、同市町村内の教育支援センターとの連携も強化し、ICT等を活用した支援の充実を図る。 ◆「不登校支援推進プロジェクト事業」の目的の周知 ・事業説明会開催（5月） ◆「不登校対策チーム」による支援 ・「不登校対策チーム」の学校訪問（10月～11月、1月～2月予定） ◆不登校対応に関する研修の充実 ・不登校支援スキルアップ研修 （6月、11月） ・校内研修資料（不登校の予防・対応のために）を学習支援プラットフォームに掲載（7月）	○指定終了後も学校の主体的な取組として継続するよう、年度当初に事業説明を行っている。また、学校や児童生徒の状況に応じて、オンラインも活用して学校支援を進めることができている。 ●専門職や他機関との連携や、組織的な支援体制の構築に向けて、適切に助言ができるよう、指導主事等の学校支援にかかる支援力向上に、今後も努める必要がある。		○モデル校区の小・中学校において、不登校支援に関する取組が強化され、個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながり、支援が必要な児童生徒の状況に応じた支援が継続して実施されている。 ・モデル校において、90日以上欠席している不登校児童のうち、学校内外の関係機関等の相談や支援を受けている児童の割合：100%（R6：97.7%）

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
24	児童生徒や保護者が利用しやすい相談環境づくり （心の教育センター相談支援事業） （心の教育センター） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ ○ ） ・人権学習の充実（ ） ・人権感覚の育成（ ） ○位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。	◇教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談について、心の教育センターの土日開所、東・西部相談室の開室、メール相談や電話相談等、利便性の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を密にし、切れ目のない相談支援を実施する。 【相談活動の実施】 ◆相談への対応 ・来所出張相談件数 受理：143件 延べ：468件 ・電話相談件数 175件 ・メール相談件数 14件 ・こうち高校生・県中生LINE相談件数 12件 ・相談支援コーディネーターの配置（R6から） 【他機関連携の強化】 ◆市町村教育支援センター連携 ・連絡協議会 5/20、55名 ・訪問支援の実施回数 （9月～10月、25回） ・ブロック別研修会 （1月～2月、4会場） ◆関係機関連携 ・教育相談関係機関連絡協議会の開催 第1回 7/9、18名 ・他機関との連携によるケース検討会の実施（月1回）	○本年度も継続して、土曜日（第1・3）と日曜日（第5を除く）を開所するとともに、東部相談室（木曜日）、西部相談室（火曜日）の開設を継続し、利便性向上に努めている。 ○相談支援コーディネーターを配置し3年目となった。初回の来所による相談において、支援ニーズを把握し、心理的なケアを中心としながら、必要に応じて学校や他機関との連携による支援を実施することができている。 ○来所や出張、電話、メール、LINE相談と、相談窓口の充実を図ることができている。 ○緊急度が高いと思われるケースについては人権教育・児童生徒課や医療、福祉、警察等と連携を図りながら、対応を行うことができている。 ●各機関の現状や新たな取組について共有することで連携は進みつつある。さらに、当センターの効果的な支援が充実するよう実務者同士の情報共有や協議会の在り方など継続して提案していく必要がある。 ●各教育支援センターの支援の充実を図るためにニーズを共有することはできたが、さらに連携しやすい取組を構築する必要がある。		◆心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、不登校やいじめなど子どもを取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・相談支援コーディネーターの配置、医療従事者及び関係機関との連携により、多様な支援ニーズに対応する。 ・心の教育センターにおける相談対応件数（来所・電話・メール相談等）を前年度より向上させる。（R7:2,516件）

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
25	校内の組織的な支援体制の充実 （心の教育センター） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ 〇 ） ・人権学習の充実（ ） ・人権感覚の育成（ ） 〇位置付けの理由 子どもや保護者が安心して学び、生活できる環境の充実を目指す。	◇子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、オンライン研修等の拡充や不登校等に関する市町村の取組への支援を通して、校内支援体制の充実を図る。 【児童生徒理解及び支援にかかる研修】 ◆教育相談スキルアップ講座 第1回5/28、30名 ◆不登校支援オンライン説明会の開催 4/28（小学校3校、中学校6校） ◆不登校支援スキルアップ研修会の開催 第1回 6/30、56名 ◆講座、研修のオンデマンド配信、研修資料掲載 【学校・市町村の取組支援の実施】 ◆個別最適な支援をつなぐ校区内連携事業（小学校3校） ◆不登校支援推進プロジェクト事業（中学校6校） 第1回訪問 9/7～10/2 第2回訪問 1/19～2/16	〇研修会については、支援者のニーズに対応するテーマ設定の工夫や様々な機会での広報等により参加が増えている。 〇教育相談や校内支援体制の充実に資する研修について、その全てを会場参加とオンライン参加のハイブリッド開催とし、受講しやすい研修体制の充実を図ることができた。さらに、オンデマンドによる配信を公開することで、必要に応じた活用の場を提供することができた。 〇学校との連携においては、オンラインも活用して学校支援を進めることができている。 ●専門職や他機関との連携や、組織的な支援体制の構築に向けて、適切に助言ができるよう、指導主事等の学校支援にかかる支援力向上に、今後も努める必要がある。 ●各校の校内支援体制の充実に向けて、市町村が主体となって取組を進めていくことで、より多くの学校の体制充実を図ることができると考える。既存の研修会等を活用しながら、市町村の取組に対する支援について、今後も充実を図る。		◆学校において、児童生徒のささいな変化に気付き、的確に対応するための取組を進め、いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制が強化される。 ・研修等をハイブリッド形式で実施したり、オンデマンドで配信したりすることにより、多くの教職員が受講できるようにする。 ・不登校の初期対応・自立支援の取組充実に向けて、校内組織が連携し情報等を共有した支援を行っている割合が前年度より増加させる。（R7：高55.3%） ・不登校担当者が未然防止や支援のコーディネーター的役割を担い、取組を推進している割合が前年度より増加させる。（R7：小98.9%、中：98.9%）

令和8年度 7月末

2－② 教育内容の創造

【取組の指針】
人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題にかかる教育内容、子どもが自らの進路を切り拓くための教育の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
20	人権教育推進事業 ・人権教育主任連絡協議会等 （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ 〇 ） ・人権学習の充実（ 〇 ） ・人権感覚の育成（ 〇 ） 〇位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。そのために、人権教育主任の人権教育及び個別の人権課題への理解を深めるとともに、人権教育主任が管理職と連携し、校内で組織的・計画的に人権教育を取り組むためのマネジメント力の向上を図る。 ・令和8年3月改訂の「人権教育指導資料 Let's feel じんけん」についての周知と活用の促進 ・教科等横断的な視点を取り入れた人権教育年間指導計画の作成 ◆人権教育主任連絡協議会 小中 ： 5月22日（中部）、5月29日（東部・西部） 高特 ： 6月5日 ・講話「インターネットと人権」 高知工科大学 教授 吉田真一氏 ・協議「人権教育の視点からの情報モラル教育」 ・外部講師による人権課題に関する講演を行い、人権教育主任の専門的知識の向上を図った。 ・個別の人権課題である「インターネットと人権」を中心として、組織的・計画的な人権教育の推進、教科等と人権教育を関連づけた授業研究の実施、人権教育主任の役割等について理解の促進を図った。 ◆人権教育主任研修（ライブ配信研修 ： 11月開催予定） ・小中 ： 11月6日（中部）、11月10日（東部・西部） ・高特 ： 11月13日 ・講師 関西大学 教授 若槻健氏	〇今年度は「インターネットと人権」をテーマとした講演を実施した。より今日的な課題であるとともに他の人権課題とも密接に関連するインターネットについて、参加者の知識の整理とアップデートにつなげることができた。 ・新しい気づきや発見を感じたり、教育実践に生かしたいと思ったりした内容で、「講話」を選んだ割合 小・中：79%、高・特：87.3% 〇アンケートの記述会等の内容からも、協議の時間を通じて、各校の取組や課題を共有する協議の時間を取ることで、人権教育主任の役割や校内での組織的な人権教育の推進について、学校の実情に応じて意識することにつながったと考えられる。 ●参加者の人権教育主任の経験年数が、年々浅くなっていることから、「Let's feel じんけん」の活用の促進等と関連させながら、人権教育主任を中心とした組織的・計画的な人権教育の進め方についても、丁寧に取り上げていく必要がある。		人権が尊重された学校づくりに向けて組織的な取組が推進され、児童生徒の人権意識が向上している。 ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCAサイクルによる取組・評価を行っている学校の割合 小：100%、中：95%以上、高：95%以上（R9.3月 目標値） ・地域や社会をよくするために何かしたいと思う、または何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合 小・中・高：70%以上（R9.3月 目標値）

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
26	防災教育推進事業 （学校安全対策課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　○　） ・人権学習の充実（　○　） ・人権感覚の育成（　○　） ○位置付けの理由 災害時においても子どもたちが自他の生命や人権尊重を基盤として、判断、行動するために必要な人権感覚が身につくよう、防災教育を推進することが重要であるため。	◇安全教育研修会の開催や高知県学校安全総合支援事業（災害安全）のモデル地域及び拠点校の取組の普及等を通して、子どもたちが安全に関する資質・能力を身に付ける防災教育を推進する。 ・安全教育研修会（学校悉皆） WEB研修　7月27日（東部・土長南国・高知市） 7月28日（吾川・高岡・西部） オンデマンド研修8月4日～28日（公立学校以外） ・高知県学校安全総合支援事業（災害安全） モデル地域・拠点校（4市7拠点校）における取組の実施、普及 研究発表会：11月予定 （香南市、南国市、土佐市、宿毛市） ◇「高知県高校生防災サミット」の取組を通して、南海トラフ地震をはじめとする自然災害に備える、実践校（実践委員）の主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。 ・学習会（6月） ◆8校生徒13名、教職員10名、合計23名が参加 ・被災地訪問（8月、宮城県） ・世界津波の日高校生サミット（10月、岩手県） ・防災士資格取得支援 ◆10名が申込 ・高知県高校生防災サミット開催（11月） ・実践校の自校での防災活動の支援	○安全教育研修会では災害時学校支援チームおかやまの髙津智子氏を迎え、小学校校長時に体験した豪雨災害時の避難所運営や能登半島地震での避難所支援活動からの教訓をご講話いただいた。※アンケート及び研修課題については、提出確認中（〆切8月21日） ○高知県高校生防災サミット学習会では、高知地方気象台からは「新たな防災気象情報について～高知県で起こりうる気象災害～」についての講話、日本赤十字社高知県支部からは「国内災害救護活動～能登半島地震の活動～」の講話と避難所運営を体験する「ひなんじょたいけん」の演習を実施していただき、参加者は新たな気象情報を知ると共に、講話や避難所運営の演習から、必要な配慮など、災害時における人権課題について学ぶことが出来た。 学習会　アンケート評価（4件法）4.00		安全教育参考資料『「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の充実のために』を活用し、安全教育を推進している学校の割合を、すべての校種において100%とする。 R8実績目標 小学校：95% 中学校：90% 高等学校：80% 特別支援学校：85% 県立高等学校の生徒から、年5名以上の防災士を養成する。（R8実績目標：5名） ※各事業の取組を通して、児童生徒が自分自身や他人（子ども、女性、高齢者、障がい者等）の命を守る意識醸成や災害時における人権課題（要配慮者への支援等）の認識を持てるようにする。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
27	特別支援学校における地域と協働したキャリア教育推進事業 （特別支援教育課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ 〇 ） ・人権学習の充実（ ） ・人権感覚の育成（ 〇 ） 〇位置付けの理由 児童生徒が、夢や希望をもって自己実現を目指し、社会的、職業的に自立し、社会参加できる力を育む。	◇卒業後の余暇活動につながる文化・芸術・スポーツ活動などの体験活動を充実させる。 ◇「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の増加へ向けた制度の周知及び、登録企業の訪問を実施するなどし、職場見学や技能検定への協力等を促進する。 ◇技能検定を継続して実施し、企業見学会等で障害者の理解啓発を推進する。幡多大会（7月実施）、高知大会（7月実施） ◇企業の専門家等を各特別支援学校に派遣し、就労等に向けた教育課程及び指導の充実・改善に向け助言。 ◇就職アドバイザー2名を雇用し、一般企業等を訪問、現場実習先や就労先の拡大に向けて、各特別支援学校の取組を支援。 ◆県立知的障害特別支援学校就職率（A型事業所を含めた一般就労）〔令和7年度末卒業生〕：40.4% ◆県立知的障害特別支援学校就職者（A型事業所を含めた一般就労）の卒業1年後の定着率：〔令和7年度末卒業生〕：78.6%	〇文化・芸術、スポーツそれぞれの分野で外部講師を招聘するなどして体験活動を実施できた。 （例：内原野陶芸館講師による陶芸教室等） 〇技能検定（幡多大会）（高知大会）を7月に併せて、労働局と連携した雇用セミナーを開催した。技能検定と雇用セミナーを同日開催することで、卒業後の就労に向けて理解啓発を行うことができた。 〇就職アドバイザー2名が企業や事業所を訪問し、生徒のニーズに応じた現場実習先や就労先を開拓することができた。 ●生徒の多様な就労のニーズに対応するため、就職アドバイザーや関係機関と連携し、キャリア教育を充実させていく必要がある。		〇特別支援学校の卒業生が自分らしく充実した生活を送れている。 ・県立知的障害特別支援学校就職率（A型事業所を含めた一般就労）：39%以上 ・県立知的障害特別支援学校就職者（A型事業所を含めた一般就労）の卒業後1年後の定着率80%以上

2　小学校以降の学校教育の取組

令和8年度　7月末

2－③　教職員研修の充実

【取組の指針】
人権尊重の理念や県民に身近な11の人権課題についての教職員の認識を深めるとともに、教職員の人権感覚や指導力を高めるための研修の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
20	人権教育推進事業 ・人権学習学校支援事業 （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　〇　） ・人権感覚の育成（　〇　） 〇位置付けの理由 人権教育に関する指導方法等の改善及び人権学習の充実、人権が尊重された学校づくりについての組織的な取組の推進を図るため。	◇各学校が行う校内研修や、市町村教育委員会が主催する集合研修において、指導主事を派遣し、個別の人権課題等の講習を実施する。また、研究授業や教材開発の指導支援を行う。 ◆講師派遣 ・研修への講師派遣について、市町村教育委員会や県立学校への通知と希望受付（～6月） ・研修への講師派遣申込数（小4、中2、小中1、高3、特2、市町村研修会17、計39件） ◆いじめ、虐待、不登校、性的指向・性自認、インターネットによる人権侵害、ハンセン病等に関する校内研修用データを「高知家まなびばこ」に掲載	〇個別の人権課題についての校内研修を実施することにより、教員の知的理解が促進することができている。また、演習やワークショップ等の活動を取り入れることで、実践力の向上を目指すことができている。 ●校内における人権学習の教材づくりや授業研究等につなげ、人権教育がより充実するよう、人権教育指導資料[「Let's feel じんけん　令和8年改訂版」「情報モラル教育実践ハンドブック」]の周知や校内研修用データの周知等も併せて行っていく必要がある。		県民に身近な人権課題等に関する校内研修を実施することにより、教職員の認識が深まり、校内研修の内容を生かした授業研究や教材開発の充実が図られている。 ・講師派遣を行った学校のうち、校内研修の内容を基に授業研究や授業実践を行った学校の割合　50%以上（R9.3月 目標値） ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高：80%以上（R9.3月 目標値）
No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
28	若年教員育成プログラム （教育センター） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　〇　） ・人権感覚の育成（　〇　） 〇位置付けの理由 教員として必要な人権感覚を身に付けるとともに、子どもが自らや他者を大切にし、認め合える学級経営の実現を目指す。	◇人権が尊重された学級経営や生徒指導、学習指導の充実を図るため、不登校問題を軸に据えた人権教育の基本を学ぶ研修を実施し、若年教員の基礎的・基本的な人権感覚を養う。 ◆初任者研修 【オンデマンド研修】 「生徒指導の基礎Ⅰ～人権教育～」 ・実施日：7月～8月 【遠隔研修】 「生徒指導の基礎Ⅱ～不登校と生徒指導～」 ・実施日：11月5日			・子どもと積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができるとともに、子どもの自己肯定感を高め、相互に認め合い高め合える集団づくりに取り組んでいる。 ・初任者・2年経験者自己評価票（学級・HR経営力）学校長評価平均値3.2以上

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
29	中堅期以降の研修の充実 （教育センター） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　〇　） ・人権感覚の育成（　〇　） 〇位置付けの理由 学校におけるミドルリーダーとして、一人一人の人権を尊重し、教職員の人権感覚の向上を目指す。	◇中堅教諭等資質向上研修 【共通課題研修】 ミドルリーダーとして、学校運営等を視野に入れた実践に取り組む中で、今日的な教育課題の解決に向けて対応できる能力をさらに高めるとともに、チームマネジメント力や実践的指導力を身に付ける。 ・「アンガーマネジメント」 実施日：4月24日（金） 参加者：122名 ・「児童生徒理解へのアプローチ」「コミュニケーションスキルと教職員のメンタルヘルス」 実施日：10月28日（水） ・「ワーク・ライフ・バランス」「ウェルビーイング」 実施日：12月4日（金） 【選択研修】 中核的な役割を担うために必要な、より実践的、専門的な知識・技能を習得するために、学級・ホームルーム経営や人権教育及び特別支援教育、ICT活用指導力、チームマネジメント力等に関する知識・理解を深める研修を主体的に行うことを通して、自己の能力開発を目指す。 ◇人権教育セミナー 人権教育を推進するために、園・所、学校及び地域において、教職員等の実践につながる理論や取組について研修を行うことにより、教職員等の人権感覚を高めるとともに、実践的指導力の向上を図る。 ・7月27日（月）「女性」 参加者：23名 ・7月28日（火）「インターネットによる人権侵害」 参加者：64名 「外国人」 参加者：24名 ・「同和問題」 実施日：8月19日（水） ・「災害と人権」「子ども」 実施日：8月28日（金） ◇人間関係づくり実践講座 児童生徒同士、児童生徒－教職員間の人間関係を深めるため、カウンセリングの視点から児童生徒とかかわる基本原理や具体的な活動方法を学び、カウンセリング感覚のある授業及び特別活動、日常的な学校の活動に生かすことのできる人材を育てる。 ・「カウンセリング感覚を生かす子どもとのかかわり」 実施日：7月29日（水）　参加者：43名	【選択研修】 ◇人権教育セミナー 〇人権教育セミナー1～3の受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でしたか」という項目において、評価平均が3.8（4点満点）となり、非常に高い評価を得る結果となった。これは、各セミナーにおける講師の高度な専門性と、受講者が抱いていた研修ニーズ（期待）が合致したことによるものと考えられる。 ●セミナー間で参加者数に大きな偏りが見られる。「インターネットによる人権侵害」は65名と高い関心を集めたものの、その他のセミナーは20名程度にとどまっている。この要因としては、テーマに対する関心度の差に加え、夏季休業期間中は校内研修等の日程と重複しやすいことが挙げられる。現状、受講者の約64%を中堅教諭等資質向上研修（教諭）の選択研修の受講者が占めていることから、テーマ選定や実施時期の工夫、広報の強化を通じた幅広い層の参加促進が今後の課題である。 ◇人間関係づくり実践講座 〇受講者アンケートの「今後の教育実践に生かせる内容でしたか」という項目において、評価平均が最高値の「3」となり、全ての受講者が「生かせる」と回答した。相手を尊重した関わり方が理論的に言語化されていたことに加え、演習も豊富であったことから、受講者が自身の関わり方を振り返り、今後の実践に直結する深い学びを得たと考えられる。 ●受講者から大変好評を博している講師だが、長年ご指導いただいていることもあり、後任講師の選定・確保が今後の課題である。また、研修効果をより高めるため、実施時期を2学期開始前に変更することについても検討する必要がある。		・学校内でミドルリーダーとして、心理的安全性のある職場環境づくりや人権が尊重された学級経営、学習指導に取り組んでいる。 ・中堅教諭等資質向上研修（教諭）の自己評価票「児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる」の項目について、評価平均3.5以上（4件法） ・人権教育セミナーの受講者アンケート「人権感覚の向上や人権教育の推進につながる内容でしたか」の項目について、評価平均3.5以上（4件法） ・人間関係づくり実践講座の受講者アンケート「今後の教育実践に生かせる内容でしたか」の項目について、評価平均3.5以上（4件法）
No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
30	管理職等育成プログラム （教育センター） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　〇　） ・人権感覚の育成（　〇　） 〇位置付けの理由 自校の人権教育推進上の課題を把握し、自校の教育活動に生かす。	◇人権尊重の社会実現のための学校教育の役割を再確認するとともに、管理職として自校の人権教育推進上の課題の改善に向けて、マネジメント力や人権感覚の向上を図る。 ◆新任用教頭研修2、任用2年次主幹教諭研修 「人権教育と生徒指導」 ・実施日：6月9日 受講者：新任用教頭38名 任用2年次主幹教諭6名 ◆新任用教頭研修3、任用2年次主幹教諭研修 経営力育成セレクト研修10 「多様な背景をもつ児童生徒の理解と支援(LGBTQ＋)」 ・実施日：7月6日 受講者：新任用教頭36名 任用2年次主幹教諭11名 経営力育成セレクト研修1名 ◆新任用校長研修2、経営力育成セレクト研修7 「いじめ・不登校対策～重層的な支援体制の構築～」 ・実施日：7月3日 受講者：新任用校長50名 経営力育成セレクト研修4名	〇生徒指導においては、「支える指導」への転換や授業における役割など、発達支持的生徒指導の重要性と概念を教頭としてのマネジメント視点で深く再認識することができた。また、人権教育では、学校環境や職員室での安心感の構築を含め、人権教育の4つの視点やマネジメント上の課題について理解が深まり、管理職としての役割意識を高めることができた。 〇LGBTQ＋の基礎知識や当事者が抱える心理・課題について学び、多様性を前提とした個別の関わり方の重要性を理解できたり、施設設備や校内ルールの見直し、組織的な校内研修や体制づくりの必要性を認識できたりしていた。 〇いじめ・不登校対策は、発達支持的生徒指導がいじめや不登校の未然防止の土台であることを再確認でき学校長として実践への意欲が向上したことや、いじめや不登校への対応において、個人ではなくネットワーク型の組織的なチーム支援の重要性を理解することができた。 ●管理職として「個人の人権理解（知識）」は深まったものの、実際にその課題を解決するための具体的方法や実践についての「組織としての行動・制度の改修（実践）」への行動化が課題としてあげられる。		管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な今日的課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつとともに、研修を活用し改善の取組を進めることができる。 ・年度末評価アンケート「研修の影響度及び活用度」の評価平均（4件法）3.1以上

令和8年度　7月末

2－④　組織的・継続的な取組とその点検・評価

【取組の指針】
教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、PDCAサイクルに基づいた点検・評価を定期的に実施する。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
31	生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上 （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　　） ・人権感覚の育成（〇） 〇位置付けの理由 県内すべての生徒指導主事（担当者）を対象に、問題行動等の未然防止の取組に重点をおいた発達支持的生徒指導の推進等についての研修を実施。	◇発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導が、未然防止、早期発見早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進され、学校間連携を意識した取組がなされるよう、生徒指導主事（担当者）会等の充実を図り、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図る。 ◆5月に全校種の生徒指導主事（担当者）のリモート研修を実施し、生徒指導主事（担当者）の学校組織における役割等を確認し、現在は各学校において実践・検証を進めているところである。 （小学校2回、中学校1回、高等学校1回） ◆小学校生徒指導担当者会においては枝川小学校が、指定校研究の実践発表を行い、組織的な生徒指導の在り方について周知した。 ◆高等学校・特別支援学校生徒指導主事会において、いじめの重大事態の未然防止・平時からの備えや、SNSトラブルの学校・教職員が取るべき基本的な姿勢や対応のあり方について周知・協議する。 ◆10月に小・中・義の地区別生徒指導担当者・生徒指導主事会を4回、地区別に集合研修で実施、中学校区でのりしろの取組について協議し、今後の小中連携の取組の充実を図る。	〇小学校の生徒指導担当者会では、高知夢いっぱいプロジェクトの研究指定校の実践発表が自校での取組の参考になったという意見が多数あった。 〇直近3年間のアンケートで、「子どもの声（アンケート等）を取組の検証・改善に活用し、組織でPDCAサイクルを回している」の項目の肯定群が次第に伸びてきていることから、PDCAサイクルの浸透の高まりが伺える。 〇研修実施後のアンケートの所管説明、講演それぞれの項目について、全校種で肯定的な回答の割合が96%を越えており、研修が生徒指導主事（担当者）のニーズに概ね応えられているといえる。 ●発達支持的生徒指導の組織的な取組の理解が進む中、校種間連携、小小連携、関係機関との連携の重要性に気づきつつも、各校での取り組みになり交流に留まり、十分に連携に取り組めていない。 ●研修で学んだことを組織的に取り組めるよう、教職員全体で話し合う時間の確保を意図的、計画的に実施することが十分でなく、取組や授業の改善に至っていない。		〇生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。 ①「生徒指導の改善につなげるためにPDCAサイクルに基づく検証・改善を行っている」学校の割合を向上させる。 （強肯定の回答をした割合） R6　小：44.9%　中:41.9% 高:44.7% ②「発達支持的生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している」学校の割合を向上させる。 （強肯定の回答をした割合） R6　小：66.5%　中:78.5% 高:59.6%

3 社会教育の取組

令和8年度 7月末

3－① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

【取組の指針】
研修や体験活動、交流活動等様々な機会を通して、保護者が人権感覚を高めるための取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
20	人権教育推進事業 PTA人権教育研修への支援 （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ ○ ） ・人権学習の充実（ ○ ） ・人権感覚の育成（ ○ ） ○位置付けの理由 PTAが人権尊重の理念や人権課題に関する知識や人権感覚を向上する環境をつくるため。	◇PTA人権教育研修への支援 PTA会員等が、喫緊の人権課題や社会の変化に伴う新たな人権課題に対する理解と認識を深めることをめざし、PTAが実施する人権教育研修会等を支援することで、地域ぐるみで子どもを見守る体制づくりにつなげる。 ◆講師派遣 ・研修への講師派遣について、市町村教育委員会や県立学校への通知と希望受付（～7月） ・研修への講師派遣申込数（小4、中1　計5件） ・令和8年度高知県PTA研究大会への講師派遣予定	○PTAが主体となった人権教育研修の企画に参画することで、保護者の身近な人権課題についての理解を深めるとともに、家庭でできる取組等についても啓発することができている。 ●より多くの地域や学校に活用してもらえるよう、周知を継続する必要がある。		各学校やPTA等において、人権尊重の理念や個別の人権課題に関する研修を実施することで、大人の人権感覚が高まっている。 ・PTA人権教育研修を実施している学校の割合：前年度よりも増加（R8.3月　目標値） （R6：4件、R7：4件）

令和8年度 7月末

3－② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

【取組の指針】
地域やPTAの活動と連携し、住民のニーズに応じた人権に関する学習の機会や、若者の修学や就労に向けた取組の充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
20	人権教育推進事業 高知県市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会 （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ ○ ） ・人権学習の充実（ ○ ） ・人権感覚の育成（ ○ ） ○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。	◇高知県人権施策基本方針－第3次改定版－の基本理念に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進するため、他県の実践報告や県と市町村の情報交流などを通じ、人権施策の実施などにおいて連携を図るとともに、市町村の取組を発展させる。 ◆第1回 ・東部：5/19（実践報告：東洋町） ・中部：5/12(実践報告：日高村） ・西部：5/27（実践報告：四万十市） ・人権・男女共同参画課、県教委、人権啓発センターの主な事業施策について、説明する時間を確保し、県の施策を周知した。また、市町村の実践発表を行い、人権が尊重される社会づくりに向けた人権啓発の取組を協議するとともに、今年度の市町村の取組の交流を図った。 参加： 33市町村55名 東部： 12市町村18名、中部・高知 15市町村28名 西部： 6市町村9名 ◆第2回（R9.1/27開催予定）	○県の事業施策について説明し、県と市町村との情報交流を図ることができた。 ○各市町村部署における事業や取組について、共通の様式をもとに協議することで、各市町村の成果や課題を共有し、情報交換や意見交流を活発に行うことができた。 ・第1回参加者アンケート 「課題解決に役立つ方法や、知りたい方法が得られたか」肯定的回答： 98.2% ●全ての市町村に参加してもらえるよう周知を進めるとともに、参加市町村が新しい知識や情報を得る機会となるよう工夫を重ねていく。		・市町村の担当者が、人権教育・啓発の事業や取組について企画・運営し、取組の充実を図っている。 ・人権尊重の理念や個別の人権課題についての知識や人権感覚を醸成する研修を企画・運営することができた市町村の割合 80%以上（R9.3月 目標値）

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（〇）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
35	若者の学びなおしと自立支援事業 （生涯学習課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（　〇　） ・人権学習の充実（　　） ・人権感覚の育成（　　） 〇位置付けの理由 様々な理由により学校に通うことができず、結果としてニートやひきこもり傾向にある若者に対し、修学や就労に向けた支援を行う。	◇15～49歳を対象に、中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、進路や就職に支援を必要とする若者や中高年（概ね40歳～49歳）のうち長期間無業であった方に対して、修学や就労に向けた支援を行う。 ◆若者サポートステーションによる支援 R8年度達成目標：進路決定率：24.2% ・R8年度支援実績（6月末実績） 新規登録者数：26名 利用登録者数：140名 進路決定者数：24名 進路決定率：17.1% ※指標については、R6年度見直しを図り、県事業（単年度、国事業実績を除く）のみの実績とした。 ◆支援体制の周知 ・地区別連絡会・高等学校担当者会を6地区で実施（5～6月）：87名 ・高等学校への「はばたけネット」の説明 5月：公立高等学校進路指導主事会 教育支援センター連絡協議会 8月：学校訪問（予定） ◆中学校卒業時進路未定者の進路及び支援状況の確認（R7年度卒業生調査） 市町村教育委員会（6月）調査中 （9月）調査予定 （1月）調査予定	〇地区別連絡会・高等学校担当者会では、事例紹介やグループ協議を実施し、支援関係者がそれぞれの取組や課題を共有することができた。また、アンケートでは、「様々な機関の方と情報共有ができ、有意義であった。」といった感想が多くあった。 ●支援対象者の中には、福祉的支援が必要な方が一定数いることから、福祉機関との連携がより一層必要である。		〇若者サポートステーションの進路決定率（単年度、国事業実績を除く）を27.0%以上とする。

令和8年度 7月末

3－③ 指導者等の養成

【取組の指針】
市町村における社会教育担当者の企画・運営力が高まる研修や、市町村間のネットワークの充実を図る。

No.	事業名称・担当課	事業の概要（◇）・主な実績（◆）	成果（○）・課題（●）	令和9年度の取組	目指すべき姿（到達目標）
20	人権教育推進事業 ・社会教育関係職員等研修 （人権教育・児童生徒課） 【人権教育上の3観点】 ・環境づくり（ ○ ） ・人権学習の充実（ ○ ） ・人権感覚の育成（ ○ ） ○位置付けの理由 人権尊重の理念や人権課題に関する知識、人権感覚を醸成を図る。市町村の人権施策の取組を支援する。	◇人権尊重のまちづくりを推進するために、市町村担当者・社会教育主事等の人権課題に対しての専門的知識の向上や人権感覚の醸成及び研修会等の企画・運営力の向上を図る。 ◆8/18開催予定（生涯学習課との共催）			・市町村の人権教育・啓発及び社会教育担当者等が、人権尊重のまちづくりを推進するために、専門的知識を身に付けるとともに、研修会等の企画・立案に向けたファシリテーション技術の習得により、担当者の資質向上を図る。 ・「研修は新しい発見や気づきがあった」「自身の業務に活かせることがあった」 前年度より増加 （R7：強肯定37.9%、27.5%）